

なかいバンブーベース活動運営要領

（趣旨）

1 この要領は、竹の利活用及び竹害拡大防止の活動を通じて、町民や竹林所有者の竹に関する興味の醸成、竹林整備や竹に関する事業等の担い手の育成を目的として組織する「なかいバンブーベース」の活動、登録その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動）

2 なかいバンブーベース隊員の区分、活動は次のとおりとする。

（1）エンジョイ隊員

「参加する・楽しむ・広げる」を活動とする。中井町や、中井町で活動する竹林・里山団体の活動に参加し、隊員を増やすための情報発信や勧誘を行う。

（2）サポート隊員

エンジョイ隊員の活動に加え、中井町主催の事業や竹林整備に係るサポートを行う。また、本人の希望に応じて、放置竹林の整備や自発的な事業の主催・開催を目指す。

（登録）

3 前項の活動を行おうとする者は、別紙入隊申込書に必要事項を記入の上、中井町が指定する登録方法により提出をしなければならない。

（登録要件）

4 登録を希望するものは、以下の各号の要件を満たさなければならない。

（1）エンジョイ隊員（以下の①・②の要件を満たす者）

①竹に興味がある、もしくはこれから興味を持つと思う者で、竹利活用事業やメンマ作りへの参加を希望する者

②電子メールで連絡のやりとりができる者。なお、中学生以下の者については電子メールでのやりとりを保護者が代行することができる。

（2）サポート隊員（以下①～③は必須とし、④は目標とする）

①16歳以上（中学校を卒業している15歳を含む）の者

②竹に興味があり、竹林整備や竹に関するイベントのサポートを行いたい者

③電子メールで連絡のやりとりができる者

④ゆくゆくは放置竹林の整備や自発的なイベントの企画・開催を目指していきたい者

（登録の有効期間及び更新）

5 登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとし、翌年度以降も登録の継続を希望する場合、毎年3月中に登録を継続したい旨の報告を中井町へ行うものとする。登録継続の報告が無い場合、有効期間の満了を以て登録を終了する。

（登録の取り消し）

6 中井町は、登録者本人若しくは登録者の保護者による申し出のほか、社会通念上不適切な行

為等を行った者の登録を抹消することができる。

（活動日等）

7 活動に係る日程、場所等については中井町が定め、登録者宛て電子メールで連絡をする。

（保険等）

8 活動の際の怪我等については、中井町が加入する総合賠償責任保険にて対応することができる。ただし、電子メールにて紹介する関係団体等が主催する事業へ参加する際の活動は除く。

（個人情報の取り扱い）

9 募集等にあたり収集した個人情報は、なかいバンブーベースの活動、運営を目的とした事項にのみ活用する。

活動に係る映像、写真等の肖像権及びテレビ、新聞、インターネットその他の広報媒体への掲載については、都度登録者の承諾を得るものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月22日から施行する。

提出日：令和 年 月 日

[illegible]